

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第7回総会 議事録

■日時 令和3年9月28日(火) 午前10時00分～午前11時39分

■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、宮越第二部会長、荒井委員、池本委員、池邊委員、奥委員、日下委員、小林委員、高橋委員、袖野委員、堤委員、平林委員、水本委員、森川委員、宗方委員、保高委員、渡邊委員

■議事内容

1 諮問

- (1) 「(仮称) 渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案
⇒会長の指名により、第一部会へ付託
- (2) 「日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案
⇒会長の指名により、第二部会へ付託

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告 (9 月)

別紙

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事 後 調 査 報 告 書	日野市西平山土地区画整理事業（工事の施行中その1）	令和3年7月27日
	（仮称）東京港臨港道路中防内5号線、中防外5号線及び中防外3号線道路建設計画（工事の施行中その4）	令和3年7月30日
	（仮称）東京港臨港道路中防内5号線、中防外5号線及び中防外3号線道路建設計画（工事の施行中その5）	令和3年7月30日
	新可燃ごみ処理施設整備事業（工事の施行中その2）	令和3年8月5日
	都営村山団地建替事業（工事の完了後）	令和3年8月23日
2 変 更 届	（仮称）新ごみ焼却施設整備事業	令和3年8月16日
	（仮称）日本橋一丁目中地区再開発計画	令和3年8月23日
3 着 工 届 （事後調査計画書）	豊海地区第一種市街地再開発事業	令和3年8月31日

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第7回総会
速 記 録

令和3年9月28日（火）
Webによるオンライン会議

(午前 10 時 00 分開会)

○宮田アセスメント担当課長 委員の皆様、おはようございます。それでは、これより総会を始めたいと思います。

本日は御出席いただき、ありがとうございます。本日の進行は、アセスメント担当課長の宮田が務めます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち 18 名の御出席をいただいております。定足数を満たしております。

これより令和 3 年度第 7 回総会の開催をお願いいたします。会長、お願いいたします。

○柳会長 分かりました。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がいます。なお、本会議の傍聴は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳会長 それでは、ただいまから令和 3 年度東京都環境影響評価審議会第 7 回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、諮問 2 件、受理報告を受けることといたします。

○柳会長 それでは、諮問に入ります。

諮問案件について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、資料 1 を御覧ください。諮問文でございます。朗読いたします。

3 環 総 政 第 3 9 5 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 3 年 9 月 28 日

東京都知事 小池 百合子

記

諮問第 528 号 「(仮称) 渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

よろしくお願いたします。

○柳会長 「(仮称) 渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案につきましては第一部会に付託させていただきますので、第一部会の委員の皆様、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、諮問案件の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。なお、本日は事業者の方にも遠隔参加で出席していただいております。

それでは、御準備ができましたら御説明を始めていただければ幸いです。どうぞよろしくお願いたします。

○事業者 それでは、「(仮称) 渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」について御説明させていただきます。

まず事業の種類ですが、「高層建築物の新築」に該当します。

事業者の名称は、「渋谷二丁目西地区市街地再開発準備組合」でございます。

本事業の計画地は、東京都渋谷区渋谷二丁目 13 番・14 番・16 番地内です。敷地面積約 1 万 4,500m² に、事務所、店舗、ホテル、バスターミナル及び駐車場などを主要用途とする建築物を計画しております。

続きまして、計画地の位置をお示しします。評価書案で言いますと 9 ページに該当いたします。計画地の西側約 400m には渋谷駅が位置している地域になります。

計画地の現在の土地利用状況をお示しします。評価書案 11 ページになります。計画地内は、現在、複数の業務系及び商業系の中高層ビルが存在しております。

続きまして、事業の目的ですが、計画地は、鉄道 8 路線が乗り入れます大規模ターミナル駅の渋谷駅の東側に位置し、主要な幹線道路である一般国道 246 号（青山通り）や特例都道 412 号（六本木通り）、また、首都高速 3 号渋谷線の出入口に隣接する交通利便性の高い地

域です。

本計画地が位置する渋谷駅周辺は、「特定都市再生緊急整備地域」の地域整備方針で、周辺地域の街区再編及び開発の連鎖による総合的なまちづくりを推進し、駅から周辺の個性的な街へ連続する、にぎわいと回遊性のある、災害に強く、安全・安心で歩いて楽しい都市空間を形成することを目標とされています。

また、渋谷区が定める「渋谷駅周辺まちづくり基本理念」においては、渋谷駅中心地区が備える情報発信機能と高度な国際競争力、安心・安全な都市基盤とつながるまちづくりの推進を図ることが示されています。

本計画では、これらの立地条件や上位計画を踏まえまして、渋谷駅周辺地区のにぎわい及び回遊性の向上、国際競争力に資する多様な都市機能が融合した複合市街地の形成、また、防災対応力の強化や、建物の省エネルギー化などの取組による環境負荷低減を図ります。

続きまして、配置計画図をお示しいたします。評価書案 14 ページに該当いたします。計画地の北側には A 街区、計画地の南側に B 街区を配置いたします。B 街区には緑豊かで居心地のよい大規模な広場を整備する計画です。

A 街区の断面図をお示しします。評価書案 15 ページです。A 街区の建築物の最高高さは約 50m です。主要用途は店舗などになります。また、A 街区の店舗等の屋上には上空広場を整備する計画です。

続きまして、B 街区の断面図をお示しします。評価書案 17 ページになります。B 街区の建築物の最高高さは約 208m です。主要用途は、事務所、店舗、ホテル、人材育成施設、バスターミナル、駐車場などになります。

こちらが完成予想図です。評価書案 19 ページにございます。計画地の北東側から見たものになります。左側が B 街区の建築物です。右側が A 街区の計画建築物です。

続きまして、工事の完了後における関連車両の主な走行ルートをお示しいたします。特別区道第 913 号、一般国道 246 号、特別区道第 872 号及び特例都道 412 号などを通行する計画です。発生集中交通量は、「大規模開発地区関連交通計画マニュアル」等に基づき試算しました。平日で 3,820 台/日と想定しています。

続きまして、主な歩行者動線をお示しします。A 街区、B 街区の間に青山通り横断歩行者デッキを整備するとともに、B 街区施設内にはバリアフリー機能を備えた施設内歩行者動線などを整備することにより、渋谷駅と青山方面周辺市街地をつなぐ安心・安全な歩行者ネットワークを整備します。

こちらは駐車場の排気口の位置になります。駐車場は、計画建築物の地下に自走式駐車場及び機械式駐車場を設ける計画です。駐車台数は合計約 298 台の計画です。

熱源計画は、都市ガスと電気を効果的に利用配分とする熱源方式を前提に検討を進めております。ガスコージェネレーションシステムからの排熱を利用し、総合効率の高いエネルギー計画とします。また、大規模温度成層型蓄熱槽を設け、年間を通じて効率的な冷水運用と電力消費の平準化を図ります。

続きまして、緑化計画をお示しします。地上レベル、建物低層部及び屋上にも緑化を行う計画です。緑化計画は、東京都の「東京における自然の保護と回復に関する条例」、また、渋谷区の「渋谷区みどりの確保に関する条例」に基づき、これらを満足する緑地を整備いたします。

次に、施工計画を御説明いたします。こちらが工事工程表になります。本事業の工事期間は、既存建築物の解体も含め、令和 6 年度から令和 11 年度にかけて、61 か月間の工期を予定しております。なお、供用は令和 11 年度を予定しております。

こちらが工事用車両の主な走行ルートです。一般国道 246 号、特例都道 412 号、特別区道第 1047 号、特別区道第 929 号及び特別区道第 931 号から計画地へ出入場する計画です。工事用車両台数のピークは、大型車 488 台/日、小型車 38 台/日、合計で 526 台/日の予定としております。

最後に、環境影響評価の項目について御説明いたします。評価書案 46 ページになります。

本事業は、特定の地域における事業であることから、環境影響評価条例施行規則第 54 条に定める環境影響評価の項目を選定しました。項目として選定したのは、「大気汚染」、「騒音・振動」、「日影」、「電波障害」、「風環境」、「景観」の 6 項目です。「史跡・文化財」については、既存資料より、有形文化財及び周知の埋蔵文化財の包蔵地などが確認されていないことから、項目としては選定しておりません。ただし、工事中に未周知の埋蔵文化財等が確認された場合には、文化財保護法などの法令に基づき適切な措置を講じます。

以上、事業概略と項目選定結果の御説明をいたしました。

○事業者 説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について何か御質問等があればお願いいたします。

それでは、水本委員からどうぞ。

○水本委員 文化財と史跡を担当しております水本です。よろしく申し上げます。御説明あ

りがとうございました。

先ほどの御説明で、文化財等々が直接的には今関わっていないということで、一旦外して、埋蔵文化財については今後確認次第で通常適切な処置を取られるということでしたけれども、既に例えば渋谷区とかそういったところに御相談等々はされていますでしょうか。

○事業者 渋谷区の中で、どういったエリアに実際に文化財が見つまっているかというものを整理されておりますので、今回の事業計画地の周辺ですとか、事業計画地の中で過去に見つかったことがあるかということを確認させていただきまして、特段見られないということを確認しております。

○水本委員 今後、掘削等に着手された場合に、発見されたらやるというようなお話だったかと思うのですが、実際、結構大規模開発ですと、実際に工事中の不時発見ですと、非常に遺跡の調査自体も実際は時間がかかるものですから、建物の計画ですとか、そういったことにも多少影響があると思うのです。事前に例えば試掘調査ですとか、そういったものを入れられたりとか、そういうような御計画はおありですか。

○事業者 まず現在の区域内の状況をお伝えしますと、渋谷駅に非常に近い場所ということもありまして、強固な建物が結構建っておりまして、区域の中で掘り進めるようなことをできるような場所がそもそもなかなかないというところがございます。現時点だとまだ試掘調査といったことまではできておりません。ただ、今回のような大規模な建築物になってまいりますと、実際に工事を進めていくと文化財が出てきたといったことが考えられるということは私たちもほかの地区などでも経験しておりますので、今の資料だと特になんというところではあるのですが、掘り進めていったら出てくるということも視野に入れまして、そういったことも頭に入れながら工事計画をこれから考えて進めていきたいなと思っています。もし仮に出てきた場合は、適切にしっかりと対応させていただきます。

○水本委員 もし今の時点ではということであれば、計画の中に期間に対しても十分な御配慮をされたいと思います。よろしく申し上げます。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、渡邊委員からお願いいたします。

○渡邊委員 おはようございます。温室効果ガスを担当させていただいております渡邊と申します。よろしく申し上げます。

今回は評価項目の中に温室効果ガスですとかエネルギーは入らないということなのですが、大規模施設ですので、例えばエネルギー消費量がかなり大きいと思うのですが、省エネですとか節電の試みというものについての情報を含めていただければ一番ありがたいのですが、そうでなくても、今お考えになられていることがあれば、ぜひ教えていただきたいと思います。非常にデザイン性が高い建物なので、例えば太陽光等を使うということは難しいのかもしれないのですが、何かありましたらぜひ教えてください。

○事業者 評価書案で28ページに少しその辺を書かせていただいております。CO₂濃度による導入外気量制御ですとか、人感・昼光センサーによる照明制御ですとか、高効率LED照明、トッランナー変圧器、BEMSの利用で効率的な稼働をするですとか、太陽光パネルの設置、自然換気、こういったものを計画に盛り込むことで温室効果ガスの削減を検討しております。

○渡邊委員 ありがとうございます。今こうして箇条書きでしていただいているというのは分かるのですが、評価の中に含めないということになりますと、例えば太陽光発電パネル設置等に関しましても、どの程度の再エネの供給があるのか、全体の電力消費量に対して再エネでどの程度賄うことができるのか評価させていただくことができないということになってしまうのですが、こういった項目を全て評価に含めていただくということは考えられるのでしょうか。

○事業者 今回の事業は特定地域の中の事業という形になりますので、評価項目の中に設定するという事は今考えていません。考え方については、もう少し具体化されたものについては記載できるかなと思いますけれども、今の計画の段階では具体的な考え等はちょっと難しいのかなと思っておりました。

○渡邊委員 分かりました。できる限り詳しい情報を頂けたらと思います。大規模施設を建設する上での参考事例にもなると思うので、ぜひよろしく願いいたします。

○事業者 分かりました。

○渡邊委員 以上です。

○柳会長 それでは、池本委員、お願いいたします。

○池本委員 私も今回項目としては選ばれていない廃棄物の担当の池本ですが、事業の理解という意味で2点ほど教えていただきたいのですが、1点目は13ページ～14ページで、店舗が入るという予定をされていると思うのですが、店舗としてはどういう業態のものが入るかというのはもうある程度想定されているのか、全くまっさらな状態なのかというのを教えていただきたいというのが1点です。

それから、23 ページのところで工程表が出されていますけれども、これでA街区とB街区で、施設の規模によってそれぞれスケジュール感は違うのかなと思うのですけれども、検査の期間が逆転していて、大分A街区よりB街区のほうが短いと感ずるのでありますが、これはどういった内容なのかというのを教えていただけますでしょうか。

以上2点です。よろしく申し上げます。

○事業者 御質問を頂きまして、ありがとうございます。2点御質問を頂戴しておりまして、まず1点目について私のほうから御回答させていただきます。

13 ページということでしたので、そちらのページを表示させていただきます。こちらに断面図がございますけれども、A街区とB街区がございます、こちらなのですけれども、竣工が2029年を予定しておりまして、今から8年後ということになります。現時点では具体的な店舗ですとか業種について決定していないという状況でございます、店舗が移り変わりも非常に早いというところもございまして、8年前の現時点では特に決まっておられませんでして、今後検討していきたいと考えております。

2点目の御質問について、そちらについてまた表示させていただきます。

○事業者 工事計画につきましては、今現在の考えられる工事計画としております。ただ、A街区のほうは検査が長いというところ、B街区のほうは検査が短いというところなのですけれども、基本的には竣工を合わせたいというところがございます。B街区のほうはどうしても大規模の建築物、あと解体もありますので、どうしても長い期間かかってしまいます。その中でA地区のほうをかけていきたいと思いますという考えに基づきまして、あとは後ろを合わせるという考えをもちましてこのような形で今計画をさせていただいております。A地区が終わってしまえば、検査といいますか、試運転といいますか、オープンに向けての準備という期間を取っているという形になっております。

○池本委員 ありがとうございます。では、どちらかというと、スケジュールは、A街区の検査等の期間が長い、竣工を合わせるために長く引いているようなイメージですかね。

○事業者 そうですね。

○池本委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○柳会長 それでは、森川委員、どうぞ。

○森川委員 大気汚染を担当しております森川と申します。

大気汚染とは話が違うのですけれども、全体の計画について教えていただきたいと思っております。A街区は、先ほど渡邊委員もおっしゃっていたように、随分デザイン性の高い感じが

するということ、A 街区と B 街区を結んでいるのが、図で見ると歩道橋みたいな感じのもの
でつなげていて、かなり距離があるような感じがしていました。A 街区と B 街区のつながり
というか、どういう位置づけというか、一体感があるのか。本当に独立した、別々の目的を
持って建てられているような感じもしますし、人の流れが上の回廊みたいなところだけでう
まく考えておられるのか。地上の道というのではないと思っていいのですよね、多分。その性
格上というか、出来上がってからのどんなイメージがおありなのか教えていただきたいと思
いまして。よろしくお願ひします。

○事業者 かしこまりました。御質問ありがとうございます。

まず、こちらなのですが、渋谷ということもありまして、非常に高低差がある、坂ですと
か、そういったものがある場所になっています。こちらの宮益坂上のところがちょうど地上
部になってくるのですけれども、こちらは青山通り、国道 246 がございまして、ここは現在
は歩道橋で渡っていかないと渡れないというような場所になっております。そのため、B 街
区ですとか渋谷二丁目と言われる後背地については、ここで今分断されてしまっているとい
うことが地域の課題となっています。現地に行くと、結構古い歩道橋がございまして、特に
屋根もなく、幅員も狭いので、地域の、特に青山学院の学生さんとかが通われるような朝
の時間帯とかというのは非常に混雑していて、雨の日は非常に危ないというような状況にな
っています。私たちは A 街区、B 街区で地域の課題を解決していきたいと考えておりまして、
A 街区のほうで 2 階レベル。地上で渡ることは物理的に難しく、2 階で渡さざるを得ない
ので、A 街区のほうでエスカレーターとエレベーターをしっかりと整備して、2 階レベルに
上げて、デッキを渡ってスムーズに二丁目の後背地に人が流れていけるようにということ
を計画しております。ですので、御質問への御回答としては、地上部で渡ることは物理的に難
しいということで、2 階レベルでスムーズに渡していけるバリアフリーな動線を整備いたし
ますということと、あと、A 街区と B 街区、そしてこれをつなぐデッキというものがばら
ばらになってしまつては景観としてもよろしくないかなと考えておりまして、A、B 全体で
デザインの調和を図りながら、渋谷駅の東側の入り口としてふさわしいデザインをしっかりと、
ばらばらではなくて調和の取れたものをつくっていききたいと考えています。

○森川委員 なるほど。人の流れをつくるというのが一つ大きい目的にあるということなの
ですね。分かりました。

エレベーターとエスカレーターということでしたけれども、徒歩というか、階段というの
もつけられるのですか。

○事業者 もちろんでございます。

○森川委員 なるほど。分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、袖野委員、どうぞ。

○袖野委員 ありがとうございます。袖野でございます。環境行政全般を担当しております。

私からは廃棄物のところでアスベストについて質問があるのですが、この文章の中では、アスベストが発見された場合には適切に対処する旨書かれているのですが、現時点でアスベストの使用の有無というのは大体調査されているのでしょうかという点と、もし発見されたときに、解体工事の工程表の中で十分な期間見込まれているのかという点について教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○事業者 今現在、建物につきましてはまだ利用されているという状況にありますので、詳しいアスベストの調査等々はまだしておりません。ただ、年代がございますので、アスベストがあるだろうという形で調査を今後はしていくという形になります。解体工事に合わせてという形になりますので、その分を見込んでいるというスケジュールになっておりますけれども、ただ、アスベストの量も関係してきますので、そこを確認してからまた工事計画を見直していきたいと思っております。

○袖野委員 ありがとうございます。

○柳会長 ほかはいかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御発言がないようですので、これで終わりにしたいと思います。

事業者の皆様、どうもありがとうございました。事業者の方は退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○柳会長 それでは、次の諮問に入ります。諮問案件について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、資料2を御覧ください。諮問文でございます。朗読いたします。

3 環 総 政 第 396 号
東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和3年9月28日

東京都知事 小池 百合子
(公印省略)

記

諮問第529号 「日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

よろしくお願いたします。

○柳会長 「日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案につきましては第二部会に付託させていただきますので、第二部会の委員の皆様、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、諮問案件の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。

なお、本日は事業者の方にも遠隔参加で出席いただいておりますので、御準備ができましたら御説明をお願いたします。

○事業者 それでは、概要を御説明させていただきます。環境影響評価書案の本編を抜粋して御説明させていただきたいと思ます。

まず、1ページ目のところから参ります。

事業者の名称ですが、「日本橋一丁目東地区市街地再開発準備組合」でございます。

続いて、対象事業の名称及び種類は、「日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業」、種類は「高層建築物の新築」になってまいります。

以降、黄色でマーキングを抜粋して御説明させていただきます。

続いて、対象事業の内容の概略でございます。計画地につきましては、条例で定めます特定の地域に位置しているという案件になります。

続いて内容の概略ですが、位置としては、東京都中央区日本橋一丁目、日本橋本町一丁目、日本橋小網町の各一部です。用途地域は商業地域、区域面積は約3.6ha、敷地面積は約1万9,210㎡です。先ほど区域面積と申しましたけれども、こちらのほうは市街地再開発事業の施行区域面積を示しているものでございます。

続きまして、計画地の位置、区域でございます。こちらの図で現況の図を示しております。

市街地再開発事業の区域としては赤の点線で示している範囲でございまして、敷地としては、黒い、太く示しているところが敷地の区域という形になります。区域としては、中央のほうに A、B 街区、そして北側のほうに C、D、E 街区がございまして。周辺としては、A、B 街区と C、D、E 街区の間に日本橋川がありますのと、その上空に現状で首都高速道路が通過しているというような立地になっております。また、A、B 街区の西側は幹線道路としての昭和通り、そして東側は上空に首都高速道路が通過しているという形です。南側に関しては永代通りが通過しているという形になっております。また、参考ですが、昭和通りの西側については、「日本橋一丁目中地区市街地再開発事業」が進んでいるというような位置になっております。

こちらにも計画地の位置図でございまして。路線図を主に示しておりますが、中央の A、B 街区に関しましては、西側に隣接して地下鉄都営浅草線の日本橋駅があるという形で、それ以外に、ほかに東西線ですとか銀座線の日本橋駅、その他地下鉄駅等が隣接しているような位置でございまして、非常に交通利便性の高い位置になっております。

こちらが空中写真になっております。現況としましては、計画地内、そして周辺についても中高層建築物が建ち並んでいるという状況でございまして、先ほどのとおり、両街区の間のところには日本橋川と、上空に首都高速道路が通過しているような立地関係になっております。

続いて、事業の基本計画でございまして。基本的な目標・方針について御説明しますと、大きく 3 つ挙げさせていただいております。1 つ目、「日本橋川沿い及び日本橋駅周辺の歩行者基盤の整備」として、①駅・まち・川をつなぐ歩行者基盤の整備をするということ、2 番目として、首都高地下化の実現に向けた協力及び水辺の憩い広場の整備。続いて、2 番目として「国際競争力を高める都市機能の導入」。①都心型複合 MICE 拠点形成を支えるカンファレンスの整備、②多様なニーズに対応した「居住滞在環境」の整備。次に、3 番目として「防災対応力強化と環境負荷低減」。①地域の防災対応力強化に向けた取組、②環境負荷低減に向けた取組。こういったことについて取り組んでまいります。

次に、計画地の配置計画図でございまして。グレーで示しているところが計画建物になっております。まず、A、B 街区のほうになります。南側のほうから順番に、A 街区、そして B 街区がございまして。次に断面図で示してまいります。こちらのほうに高層建物を建築するような計画になっております。こちらに関しては、昭和通り、そして先ほど御説明しました日本橋一丁目中地区の計画地との間に歩行者用のデッキを設けるような計画がございまして。ま

た、日本橋川の北側に移りまして、C 街区、D 街区、E 街区。こちらに関しては、主に広場ですとか小規模な建物を一部建築するような計画となっております。

続きまして、建築計画の概要です。まず A 街区ですけれども、最高高さが 240m で、階数が地上 40 階・地下 4 階、主要用途は業務、商業、カンファレンス、駐車場等。駐車台数は約 224 台です。B 街区は、最高高さ 225m で、階数が地上 52 階・地下 3 階、主要用途は住宅、サービスアパートメント、生活支援施設、駐車場等。住宅戸数が約 670 戸、駐車台数が約 211 台です。C、D、E 街区は小規模の建築物になりまして、高さが約 5~15m 程度で、地上 1 階または 2 階で、公共・公益等の用途を予定しております。延床面積としては合計で約 39 万 4,650m²になっております。

続いて、断面図になります。これは A、B 街区の南北に切った断面になっております。先ほどのとおり、A 街区に関しましては一番高い建物になっておりまして、最高高さが約 240m。B 街区は、最高高さが約 225m となっております。それぞれ、A 街区については高層部に業務、B 街区は住宅。A 街区の低層部には商業、B 街区の低層部には生活支援、駐輪場等を設ける計画となっております。また、先ほど、現況で区域内には区道がございましたけれども、こちらの区道がある形で、その上空に計画建物を建てていくという形になっております。

続いて、これが東西の断面になっております。先ほどと同様ですが、A 街区が 240m で、B 街区が 225m の高さの建築物となっております。それぞれ、業務、住宅、低層には商業、生活支援、駐輪場等を設ける計画となっております。先ほど申し上げたとおり、隣接して、街区の両端、西側に昭和通り、東側に首都高速道路があるというような、挟まれているような状況になっております。

続いて、北側の C、D、E 街区についての御説明になります。こちらが平面イメージになります。少し線が輻輳（ふくそう）しておりますが、赤の線で示したのが今回の事業の敷地境界線になっております。赤の点線が再開発事業地区の区域線となっております。今回の事業の計画地の下には、予定しております首都高の地下化の道路の線形が来るということで予定されております。青の線が首都高の、今、日本橋川の上空にある部分に関しては青線のところに線形が来るという形で、地下から図の右側に向かって「橋梁」と書いておりますけれども、だんだん地上に上ってまいりまして、ここで姿を現すという形になっております。その中で、C、D 街区については、首都高の上部のところに人工地盤を構築して広場用地を創出するという計画でございます。また、E 街区については、首都高を少しかわすような形でこちらに敷地を計画している形になっております。

続いて断面のイメージになります。D 街区のほうになりますが、計画地としては広場のところになっておりまして、ちょうど下に首都高の地下ルートがございますが、その上に人工地盤を構築することによって広場を創出するという計画でございます。

また、縦断の図になりますが、C 街区が左側、中央部に D 街区、右側のほうに E 街区という形で、首都高が地下から上ってくる中で、先ほど申し上げた C、D 街区の広場の整備という形で、立体道路制度を活用した形で広場を整備します。その後、首都高が地上に姿を現してまいりまして、そこの横に E 街区の建築物を計画するという形になっております。

続いて、イメージになります。これが南西側から眺望したイメージでございまして、手前のほうが A 街区、左奥のほうに B 街区が見えているようなイメージになっております。

続いて、C、D、E 街区のイメージになっております。中央に見えておりますのが日本橋川、その上空に一部残存する首都高がありますが、そちらがかかっているというような状況になりまして、計画としては、中央から C、左へ行くに従って D 街区の広場空間、そのさらに左に E 街区という形になっております。先ほどの首都高につきましては、ちょうどここから現れてくるという形で、ここから上り下りをするような形になろうかと考えております。

続いて、交通計画となります。交通計画として、自動車発生集中交通量は約 3,596 台/日ということで推計しております。

駐車台数につきましては合計で約 435 台、駐車場の換気は機械換気方式を計画しております。

こちらが完成後の車両動線のルートを示したものです。主に A 街区、B 街区からの出入りということで、先ほど申し上げました昭和通り、永代通り、出入口については B 街区の北側、A 街区東側・南側のほうに計画しておりまして、それに応じて各区道からの出入り等も想定しております。オレンジで「上空利用箇所（立体道路）」と書いておりますけれども、こちらの現道の区道に関しては、道路通行ができるような形で計画しております。

続いて、歩行者の動線図になってまいります。青で示しているところが地下鉄の日本橋駅になりますので、青が地下の動線、赤が地上での動線、そして先ほど申し上げました歩行者デッキということで、昭和通りをまたぐ形でのデッキ上の動線を示しております。

熱源計画についてです。A 街区の地下に地域冷暖房施設を設けることで、本事業の A 街区、B 街区の一部は熱供給を受ける計画となっております。

地下駐車場排気口、熱源施設排気口の位置図です。赤で示しているのが熱源排気口の位置、これが 240m の高さ、そして緑色で示しておりますのが地下駐車場排気口の位置ということ

で、4m ないしは 14m からの排気を計画しております。

続いて、給排水計画です。上水は公共水道を利用し、計画地から発生する汚水は公共下水道に放流する計画です。

また、緑化計画です。地上部及び屋上部の緑化を行い、条例の基準を満たす計画としております。

こちらが緑化の計画図です。A、B 街区のほうに地上部等の緑化、C、D 街区については広場上の緑化等を行ってまいります。

廃棄物処理計画です。事業系一般廃棄物等については、計画建物内に設置する廃棄物保管場所に分別収集・保管し、廃棄物処理業者による収集、家庭系一般廃棄物等は中央区による収集・処分を計画しております。

工事計画についてです。工事工程は、現存の B 街区の北側のところに郵便局がございます。この関係もありまして、B 街区の郵便局を除き、まず解体工事で既存建築物を順次解体・撤去します。その後、A 街区の新築工事に取りかかります。A 街区の完成後、郵便局の引っ越しの後、郵便局の既存建物を解体工事しまして、B 街区、北側のほうの新築工事に取りかかるとい形になります。最後に、首都高速道路の地下化工事の完了後に、C、D、E 街区の新築工事を行って、全体の竣工を迎えるという形になります。

こちらが工事用車両ルートです。先ほどの完了後と同様、幹線道路等を通行する計画としております。

供用の計画でございますが、竣工した街区より随時供用開始予定でして、A 街区は 2030 年度、B 街区は 2035 年度、C、D、E 街区は首都高速道路地下化工事後ということで、2037 年度の前でございませう。

最後に、環境影響評価の項目でございます。こちらの計画地につきましては、特定の地域における事業であることから、施行規則に定めます環境影響評価の項目から選定してまいります。

こちらの表で選定した項目を示しております。特定の地域ということで、「大気汚染」、「騒音・振動」の工事完了後に係わる内容、そして完了後の内容として、「日影」、「電波障害」、「風環境」、「景観」、そして工事の関係を含めて「史跡・文化財」について選定することで評価書を取りまとめさせていただきます。

駆け足ではございましたけれども、説明は以上となります。ありがとうございました。

○柳会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について何か御質問等があれば、お願いいたします。

それでは、最初に平林委員、どうぞ。

○平林委員 水環境を担当しています芝浦工業大学の平林です。

2 つお伺いしたいのですけれども、D の親水広場がありまして、河川からかなり重要な場所なので景観が気になっているところなのですけれども、C、D、E は分かるのですが、今、首都高がまだありまして、ダイヤビルもあるB街区から河川への連続性のデザインみたいなものは一体として考えられているのでしょうかというのが1つ目の質問になります。

2 つ目は排水計画なのですけれども、公共下水道に流すということなのですけれども、広場などのC、D、Eに関して、建物以外の敷地からの排水はどうなっているかをもう一度御説明いただければと思います。

○事業者

まず1点目の御質問についてですけれども、B街区の一体性というところで、当然川に面するところなのですけれども、直接面してはいないというところであるのですけれども、B街区の北側のほうには、人々が立ち寄れるような広場を造りながら、川と一体に見える形に広がりを出せるようにというところでオープンスペースは今計画しているというところになっています。あとは、今検討中なのですけれども、橋詰広場の部分についても、今、一体的な広がりというふうになっていますので、あそこについても、今後、改修を含めた検討。江戸橋のちょうど南東部分に位置するところも改修の検討というところなんです。どのようにやるかという具体はないのですけれども、そういったところも含めて今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

○事業者 建物上に降った雨水については、下水ではなくて、雨水管が今回敷地の東側、首都高との間に走っておりますので、そちらのほうに直接放流するということで、下水道への負荷を軽減するような形で検討を進めております。

○平林委員 建物以外に降った雨の出水がどうなるのかなど。

○事業者 建物以外の外構部分、A、B街区のほうでよろしいでしょうか。

○平林委員 両方ですね。C、D、EとA、B。

○事業者 A、B街区につきましては、広場の面積があまりないということもあるのですけれども、ゲリラ豪雨とかの対策として、一旦建物の中に引き込むことが難しいところがありますので、そちらについては、道路内にある公共下水道のほうに直接放流するというような形になります。建物上については、収集して、雨水管のほうに直接放流を考えております。C、

D、E 街区のほうにつきましては今後の協議となっております、具体的な放流計画につきましては、今後、下水道局などとの協議を行っていく予定になっています。

○平林委員 ゲリラ豪雨は今後も懸念されるので、ぜひ御検討ください。ありがとうございます。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長 それでは、宮越委員、どうぞ。

○宮越委員 宮越です。よろしくお願いします。

私から 1 点、掘削深度について教えていただきたいのですが、今、18 ページ、19 ページに A 街区、B 街区の断面図が掲載されていますが、掘削深度は具体的にどの程度を想定されていますか。教えてください。

○事業者 A 街区のほうが大抵地下 4 階になっておりまして、地下 4 階の下側、底盤のところで-35m ぐらいを想定しています。B 街区につきましては、現在、地下 3 階までの計画になっておりまして、こちらが-20m ぐらいを想定しております。

○宮越委員 分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、水本委員、どうぞ。

○水本委員 史跡と文化財を担当しております水本です。御説明ありがとうございました。

お調べになっているので、十分予見されているかとは思いますが、埋蔵文化財は、現状では周知の埋蔵文化財ではないというところですが、周辺環境をお調べになったとおり、既に日本橋一丁目、日本橋二丁目ではかなり豊富に埋蔵文化財が見つかっておりますので、こちらについては中央区にお問合せですとか、その後も見つかった場合の適切な埋蔵文化財に対する調査を行われるという理解でよろしかったですかね。まず 1 点確認と、あと 2 点別途質問がございます。まず 1 点目をお願いします。

○事業者 1 点目ですが、具体的な区の教育委員会との打合せというのはこれからのことですが、御指摘がありましたように、近隣の一丁目、二丁目では発掘されているというお話は把握しておりますので、区の教育委員会と協議しながら、出てきた場合については適切に調査などを進めさせていただきたいと考えております。

○水本委員 それを聞いて少し安心いたしました。それでは、期間的な問題もかなり重要ですので、早めに動かれますようお願いしたいと思います。

あと 2 つ質問させていただきたいのですが、こちらはちょっと別なのですが、この辺りは、御計画にあるように、日本橋川をかなり水辺の環境で観光活用なんかに利用されている土

地柄だと思うのですけれども、C、D、E区のところなのですが、この辺りは恐らく日本橋川を使ったクルーズ船観光なんか少し、今はある程度止まってしまっている状態だと思うのですが、力を入れている場所だと思うのですが、この辺りで工事の期間中ですか工事後については、こういった観光クルーズ船事業等にはあまり影響はないのでしょうか。付けたりで、2点目としてお聞かせください。例えば工事中ですか。

○事業者 今御質問がありました件ですけれども、具体的な河川側へ影響が出てくる工事というのが、首都高側のほうで構築する工事になっておりまして、当地区のほうでは上面の表層整備になっておりますので、表層整備に関しましては、クルーズ船などへの影響がないような形での施工計画を立てていきたいと考えております。

○水本委員 こちらは付けたりなのですが、事業計画の中で観光クルーズ船等の事務局等とも少し連携を取っていただけるといいのかなと思います。知っている、知らないって大きいことだと思いますので。

3点目も付けたりなのですけれども、浅草線の付近を通るということで、この辺りも工事計画の中では非常に基礎の部分で心配な面もありますけれども、この辺りももう十分交通機関との連携も取られるということですよ。

○事業者 具体的な施工計画についてはこれからの協議になりますけれども、浅草線及び首都高とは近接施工の協議をさせていただきながら仮設計画を立てていきたいと考えております。

○水本委員 承知しました。私のほうからの質問は以上です。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長 それでは、渡邊委員、どうぞお願いします。

○渡邊委員 ありがとうございます。青山学院大学の渡邊と申します。温室効果ガスとエネルギーを担当させていただいております。

今回、温室効果ガスは評価項目に入っていないということなのですが、これは住居、商業施設等の複合型施設になっていると思うのですが、複合型の施設って非常に大きな施設なので、温室効果ガスも相当な排出量があると思うのですが、これを含まれなかった理由をもう一度御説明いただきたいと思います。もし可能であれば入れていただきたいというのが本音です。

加えて、地下に熱源供給施設を設けられるというお話があったと思うのですが、一部の熱源を供給するという形になっていましたけれども、それがどの程度になるのか。もし

もう具体的なお考えがあるのであれば、それもお聞かせ願いたいということです。

2 番目の質問と関連して、例えば再エネ等をどのくらい利用されるのかとか、内部の熱源施設でどのくらい供給できるのかといったようなこと。現状との比較でどのくらい削減ということを示していただくのは難しいので、それを評価の中にも含めるのは難しいと思うのですが、具体的な数値を出していただくという意味でも、評価項目に入れていただいたほうがいいのかなと思ひまして、1 番目の質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○事業者 ありがとうございます。都条例の仕組み上の話にはなってしまうのですが、まず一般のといひますか、条例を御説明させていただきます。御承知のところかもしれませんけれども、東京都環境影響評価条例の施行規則の定めに従ひまして、今回、評価書案の取りまとめをさせていただきます。先ほど、評価項目の選定表でも申し上げたとおり、特定の地域における環境影響評価の項目という中で、第 54 条に定められており評価項目が定められております。その中で、工事の施行中における項目ということで、「大気汚染」、「騒音・振動」及び「史跡・文化財」、そして工事の完了後における項目としては、「大気汚染」、「日影」、「電波障害」、「風環境」、「景観」及び「史跡・文化財」ということで定められてもございまして、これに従ひまして評価書をまとめさせていただきます。

とはいえ、もちろん温室効果ガスという観点は非常に重要な観点かと思ひております。その中で、評価書案の 39 ページに「温室効果ガスの排出量削減対策」ということで記載しております。法令等を遵守して必要な責務を果たしていくとともに、排出量削減のための措置としまして、例えば建築物の熱負荷の低減としては、断熱性を高めていくということですか、日射を遮蔽することによって熱負荷を低減していくということ。そして、エネルギー利用の低減という中で、高効率の設備機器を設けることとか、LED 照明器具を使ったりとか、いろいろなメニューを施しながら温室効果ガスの削減に努めてまいりたいと考えております。

1 点目の回答としては以上でございます。

○事業者 2 点目の御質問ですが、現在、この地域ですけれども、かなり地冷の整備が進んでいるエリアとなっております。本計画におきましては、A 街区のほうに地冷のプラントを設置して、B 街区の一部及び、今、東京都と協議させていただきますのが、都営浅草線の日本橋駅のほうへの供給というものを今協議させていただいているところです。

具体的な熱容量につきましては、今後、検討の中で確定させていただきたいと考えております。

○渡邊委員 ありがとうございます。条例に基づくと項目に含める必要がないというところは理解しているところなのですが、民生部門からの排出量というのは日本の排出量全体としてもかなりの部分を占めていて、しかも設計によってかなり排出量が左右される場所なので、熱源供給もそうですけれども、具体的な数値を出していただいたほうがいいのかなと思っております。計画の箇条書きではなくて。ということで、あえてそういったことを項目に含めていただくことができるのかどうかということをお伺いしたわけなのですが、理解いたしました。あとは、これは東京都のほうにも伺って、こういった事例について何か具体的な数値を出していただく方法があるのかどうかということをお伺いいただければと思います。ありがとうございます。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長 それでは、宗方委員、どうぞ。

○宗方委員 ありがとうございます。千葉大学の宗方です。景観、日影、風を担当しております。

B 街区のことについてお伺いしたいと思います。こちらは住宅が 670 戸も入ることなので、おそらく既存はここは居住者はあまりいない場所だと思いますので、かなりたくさんの人々がここに住まうと。スケールからするとおそらく生活用タイプになってくるのではないかという感もあります。そうすると、居住者による日常の生活動線とかアクティビティというものと周りの業務のアクティビティというものが、生活動線と仕事で来る方々の動線が何か問題が起こらないのか。あるいは、駐輪場もありますので、当然自転車も発生するというので、かなりいろいろなことに居住者がインパクトを与えるのではないかと思うのですが、動線については単に歩行者動線になるというだけしか御説明がなく、生活実態としての、人々がどういうふうに活動するかということは何か御検討されていけば教えてください。

○事業者 今回、住宅棟の方々の動線としましては、この辺りについては地上、地下を含め動線がかなり整備されているエリアではありますけれども、駅からの動線につきましては、A 街区のほうで地下接続しておりますので、こちら経由になっております。A 街区のほうにつきましては、始終電の間、誰でも自由に通れるようなセキュリティの区画を設けて、B 街区の方についても始終電の間は問題なく駅から直接この街区のほうに入ってこられるような

動線の整備を心がけております。

そのほか、B 街区の方につきましては、駅の利用そのほか、この周辺、百貨店を含め商業施設もかなり集積しているエリアになっておりますので、そちらに対しましては、地上の中地区へのデッキですとか、そういったものを含めて、かなり休日を含めたアクティビティの動線というものは整備されていると考えております。

○宗方委員 例えば駐輪場の出口はどこに設置するとか。ファミリータイプだったら、子連れのお母さんが保育所に子供を乗せて疾走するなんてことが朝結構発生したりすると思うのですけれども、歩行者ではなく自転車などはいかがでしょう。

○事業者 駐輪場につきましては、区の条例に基づきまして、B 街区の施設の中に必要台数を整備する予定になっております。

○宗方委員 駐輪場の出口はどちらに設けるようになっているのですか。

○事業者 今、北側の広場が少しありますけれども、そちらのほうからアクセスできるような計画となっております。

○宗方委員 あともう 1 つ、B 棟の中に生活関連施設というのが低層部に表現されていましたが、あれは何ですか。

○事業者 用途としましては今後具体的な検討を進めていきたいと思っておりますけれども、子育て支援施設及び医療系のサポート施設を想定させていただいております。

○宗方委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○柳会長 それでは、袖野委員、お願いいたします。

○袖野委員 ありがとうございます。芝浦工大の袖野です。環境行政全般を担当しております。

私からは 2 点質問がございます、1 つ目が 3 ページになりますけれども、大気汚染の影響評価のところ、二酸化窒素が環境基準を超えて予測されているのですけれども、寄与率も 4 割ということになかなか大きな数字となっているのですけれども、この予測は、今後、環境負荷の低い機器を使うことによって低減が見込まれているのか、低負荷型の機器を織り込んだ上での予測で、これ以上下がらないのかという見通しについてお伺いしたいのが 1 つ。

もう 1 点は 25 ページになりますけれども、省エネについてはたくさん御説明いただいたのですが、創エネの部分で、地域冷暖房システムで他地区からの融通、熱以外にも電力についても御検討されているということで、電力の受入れがない場合はガスエンジンで発電されるという御計画になっているかと思えます。これは災害時を考えてということなのかなと思

うのですけれども、ガスエンジンのようなところは、今後、脱炭素ということで、なかなか燃焼系は厳しくなっていくと思うのですが、太陽光を入れるとか、再エネの利用についての御検討をされる可能性というのはあるのかどうか、お伺いできればと思います。お願いします。

○事業者 ありがとうございます。1点目の「大気汚染」のほうについて回答させていただきます。こちらのほうで建設機械の稼働での影響、最大 0.076ppm というところかと思えます。評価書案における予測に当たりましては、ある程度現時点で想定される中での建設機械の台数、種類等を配置して予測をしております。その中で、排出ガス対策型建設機械を一部予測条件として採用しながら行っておりますけれども、現行以上にさらに性能として上がってくるということも考えられることですか、あとは、今後、施工者が決まった段階の中で改めて精査する中で、できるだけ影響の低減を深めるような策を講じていただくとか、そういったこともできればというか、取り組んでいければなど考えておりますので、現状この影響予測としては行っておりますけれども、さらなる低減というのを今後引き続き検討してまいりますと考えております。

2番目の御質問ですけれども、省エネ、創エネということでの御質問だったのですけれども、計画建物につきましては、高層部のほうに設置できる範囲において太陽光パネルというものについては取り組んでいきたいと考えております。それ以外、災害時の対策としましては、エリア全体での防災の強化ということで、特定電気事業の受入れなどを今後検討していきたいと考えております。非常用発電機につきましても、デュアル型、ガス併用型などについても考えていきたいと考えております。

○袖野委員 御説明ありがとうございました。大気汚染については、ぜひさらなる低減をお願いしたいと思います。また、創エネのほうもいろいろ検討されているということですので、ぜひそういった点についても、今後、より具体的な記述をしていただくとよろしいのかなと思いました。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、続いて高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 騒音・振動を担当しております高橋と申します。よろしく申し上げます。

特に騒音・振動ということではなくて、12ページの図を見ると、今回の事業区域の西側の隣に日本橋一丁目中地区という開発事業があるように書かれています。中地区の再開発事業の工事期間と今回の事業の工事期間が重なることがあるのかどうかというのをお尋ねさせていただきます。よろしく申し上げます。

○事業者 それでは、回答いたします。今回の工事期間が 2024 年度～2037 年度ということで予定しております。それに対して、日本橋一丁目中地区の工事工程ですが、これは評価書時点での内容ではございますが、2020 年度～2024 年度との記載がございます。現状もし変更があったら申し訳ございませんが。そういった意味で、中地区のほうの後半、24 年度から 25 年度にかけては一部当地区と重複するような期間が出てくるかなとは思いますが、中地区側での終盤のほう、そしてこちらの日本橋一丁目東地区での序盤の工事、解体工事から始まるわけですが、その辺りが一部重複する可能性があるかなと考えております。

○高橋委員 分かりました。ありがとうございます。その工事の内容にもよると思うのですが、かなりの騒音とか振動が出るような工事もし重なることがあれば、できるだけお互いに調整してやっていただければと思います。以上です。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

先ほど渡邊委員からの質問にもありましたけれども、評価項目に選定されていない項目について、基本計画でいろいろと負荷の低減を図る計画をおつくりになって、または条例等々も御配慮されて計画をつくっておられるということですので、特に脱炭素化についても積極的に取り組まれるということですので、事後調査のときに、取り組まれた結果、数量的にこういうふうになりましたというようなことも記載していただければ、数値化で示していただければ、計画の効果についてもいろいろと参考になるかと思っておりますので、どうぞそういう取組もよろしくお願ひしたいと思います。

○事業者 今後検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○柳会長 よろしくお願ひいたします。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、ほかに御発言がないようですので、これで終わりたいと思います。

事業者の皆様、どうもありがとうございました。それでは、退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○柳会長 それでは、次に受理関係について、事務局から報告をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、受理報告関係について事務局から御報告いたします。お手元の資料 3 を御覧ください。

9 月の受理報告は、事後調査報告書 5 件、変更届 2 件、着工届 1 件を受理しております。

助言事項関係について説明いたします。資料をおめくりいただきまして、6 ページを御覧

ください。6 ページには、8 月分受理報告に係る助言事項、事業者の回答を記載してごさいます。8 月は 2 つの事業の事後調査報告書について助言事項がございました。それでは、事業者の回答を中心に御説明いたします。

1 点目、「中央新幹線品川・名古屋間」の事業について、地下水について助言事項がございました。前半、後半分かれているので、前半で切って事業者の回答を説明いたします。

前半部分ですが、工事中における地下水の pH が 8.6 を超えている測定値が見受けられます、説明の付記を頂くべきと考えますということでした。これについての事業者の回答ですが、当時、該当の井戸付近で薬液注入作業を行っておらず、本工事に起因したものではないと考えておりますという回答でした。

後半部分ですが、「また」以降になります。ORP の測定値について、同一地点では、より還元的な深層地下水のほうが低いことが一般的に想定されていますが、本報告書では同地点で比較すると浅層地下水よりも深層地下水のほうが高い値を示している場合が見受けられます、本工事の影響について説明を付記していただくべきと考えますというものです。これについての事業者の回答ですが、地下水試料の採取方法は、環境省の定めるガイドラインに基づき実施しております、ORP の測定方法については、建設省の定める方法に基づき測定しており、施工業者より計量証明書を受領しております、外的な要因も多く、本工事に起因したものではないと考えておりますが、今後も測定結果を注視し、変動が生じた場合等は原因を調査しますという回答でございました。

続きまして 7 ページ、「白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業」について、騒音・振動について助言事項がございました。

騒音・振動の 1 点目ですが、説明が十分になされていないというところで、記載内容を改善していただきたいという助言事項でした。これについての事業者の回答ですが、今後の図書の作成に当たって、御指摘の内容を踏まえ、引用が必要な項目については、全てにおいて引用し、車両台数など条件に関する部分については、評価にかかわらず整理するようにしますという回答でした。

騒音・振動の 2 点目ですが、工事用車両の走行に伴う騒音が環境基準を上回っています、走行量の分散化等の検討をしてくださいという助言事項でした。これについて事業者の回答ですが、工事用車両の走行量の分散化等、工事計画において配慮するようにしますという回答でございました。

8 月の助言事項については以上となります。

それでは、おめくりいただきまして 8 ページ、9 月受理報告に係る助言事項一覧を御覧ください。9 月の受理報告に関して、委員からの助言事項の提案となります。2 つの事業について 2 件の助言事項がございました。

説明は以上となります。

○柳会長 ありがとうございます。

8 月の受理報告の助言について、何かお気づきの点ございますか。

それでは、宮越委員、どうぞ。

○宮越委員 宮越です。よろしくお願いします。

事後調査報告書、(1) の「中央新幹線品川・名古屋間」について、これは私が助言事項として挙げさせていただいたものになりますが、この事業者の方の御回答について今拝見して、一部既にお伝えしてあることと重複してしまうのですが、この御回答では不十分だと思いますので、繰り返しお伝えさせていただきます。

1 つ目の pH について、御回答にある、該当井戸付近では薬液注入を行っていないとのことですが、もしそうであるならば、今後ではなくて、そのことを次回以降報告書に明記いただくべきだと思います。

2 つ目の酸化還元電位について、測定方法は正しく、誤記もないという御回答、これは承知しました。その上で、前回の口頭説明と重複してしまうのですが、繰り返し助言させていただきたいことがあります。この報告書の中ですけれども、別紙 6-2-27、大田区東雪谷では、平成 29 年度（地下工事前）の浅層地下水で+805mV、深層地下水で+820mV の値が記載されています。これらは浅層、深層の関係だけではなくて、地下水の酸化還元電位の値として極めて特異です。測定方法が正しく、誤記もないという説明であれば、その説明なくして掲載に堪えるべき値ではないと思います。もし事業者の方で評価や説明の記載が難しいのであれば、地下水の水質に詳しい方に相談すべきだと思います。例えば鉄道総研にも詳しい方はいらっしゃると思います。水資源や水循環、地盤への影響の未然防止のために、測定値の評価は慎重に行っていただくこと、そしてそのことが分かる報告書となるように、委員として事業者の方に強くお願いしたいです。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの宮越委員の助言内容につきまして、再度事業者の方に事務局を通じて伝えていただくということで対応したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○宮越委員 ありがとうございます。お願いします。特に御回答までは不要かと思うのですが、ぜひそのようにお願いしたいです。よろしくお願いします。

○柳会長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、8月受理報告については以上にしたいと思います。

それでは、9月の受理報告案件について、助言をされました委員の方のコメントなどをお願いいたします。

まず最初に、御欠席されている廣江委員から事務局でコメント等を預かっていますでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 廣江委員からコメントを預かっておりますので、事務局から報告させていただきます。

廣江委員のコメントですけれども、一般に騒音・振動の予測方法は、建物等の遮蔽物が無い理想的な条件での伝搬や、最も単純な直壁による遮蔽効果を求める計算式等が基本となっている。理想と現実とは異なる。実際の現場に適用する場合は、どのように適用したか分かりやすい説明も必要である。例えば巨大な建物、施設が敷地の南側を占有する今回の現場に適用する際は、建物等をどのように予測計算に組み込んだかが理解されるような説明を加え、住民が理解されやすい報告にしていきたい。結果の説明が規制値との関係に重きを置くことは否定はしないが、結果の妥当性や信頼性を判断するには、今の報告内容では手順や結果に関する説明が明らかに不足している。もう少し読む側、住民が理解しやすい報告にしていきたいというコメントを頂戴しております。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは次に、宗方委員のコメントについて、宗方委員、どうぞよろしく願います。

○宗方委員 首都高が将来地下化されると、この開発計画地域は東京都心の非常に重要な景観の一つになる場所となると思っております。したがって、建物の意匠計画あるいは周辺の外構計画も様々なビューポイントから、例えば川の上からとか、そういったことも踏まえて考えた上で一層配慮していただきたいと思います。以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、各委員から提案された助言について、審議会からの助言事項とすることによりよろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、審議会からの助言事項といたします。事業者伝えて、

次回の審議会では事業者の回答の報告をお願いいたします。

○柳会長 受理関係についてはこれで終わりますけれども、何か御発言ございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、特にないようですので、これをもちまして本日の審議会を終了したいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退出ボタンを押して退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

(午前 11 時 39 分閉会)